

神田の街に勤めて

会員 本多 愛子



1 神田とのご縁

私が社内弁護士として勤めている会社は「神田錦町」にある。最寄り駅は神保町で、古本の街、カレーの街として有名だ。

ご存知の方も多いと思うが、「神田〇〇町」と「神田」を冠称する町名は千代田区に多くみられる。この原稿を書くにあたり調べてみたところ26の町名があり、神田区と麴町区が合併して千代田区が発足した際に、神田区内の町名にすべて「神田」を付けたことに由来するそうである。郵便物の配達などの便を図るために住所の簡素化が進み、「神田」の名前を取りやめた地域もあるのだが、地元の住民は「神田」の名称に愛着が深く、千代田区内の猿楽町と三崎町では、町名の冒頭から一度は消えた「神田」の名前を復活させようと働きかけ、2014年に同町らの「神田」の地名を復活させることが千代田区議会で可決された。

それほどまでに愛されている「神田」の地名に私も深い縁を感じている。法科大学院入学前に住んでいた場所は「神田和泉町」、司法修習前に派遣社員として勤めていた法人の所在地は「神田駿河台」、司法修習の弁護修習は「神田小川町」にある事務所にお世話になった。今の会社に就職しようと思ったきっかけも、住所が「神田」（当時は「神田鍛冶町」にあった）だったことがあったかもしれない。

2 仕事や弁護士とのご縁

私が所属するのは日本ピグメント株式会社である。「ピグメント」とは顔料の意味で、創業時は化粧品顔料を取り扱っていたが、現在はプラスチック用などの各種着色剤の販売やカラーコンパウンド（精練）を行

っている。社内に弁護士は私1人なので、契約書のチェックや法律相談のほかに、コンプライアンス研修の資料作成や講師、株主総会や機構改革の対応など、ありがたいことにいろいろなお仕事を担当させていただいている。

これまでで印象深かった仕事は、昨年6月に適用されたコーポレートガバナンス・コード（東証上場会社の企業統治の指針、以下「コード」という）対応だ。コードに対してコンプライ（遵守）するかエクスプレイン（説明）するかを決めるのだが、日本の企業にとって新しい概念も多数あり、まずはコードをどう解釈するかというところから議論が始まった。顧問弁護士に相談したり文献をあたったりしながら、半年以上かけて社内の議論を重ね、社外に公表できたときは感慨深かった。

弁護士1年目でわからないこともたくさんあるが、知らないことは率直に認め、上司や顧問弁護士などに相談をして、依頼者である社内の人にわかりやすく伝えることを心がけている。また、他の弁護士とお話することでひらめきを得られることもあるので、できる限り勉強会・委員会などに参加している。クラス別研修では、担任の吉岡剛弁護士、副担任の中村博弁護士にご指導いただき、研修後の飲み会でお話を聞かせていただいたことも貴重な財産となっている。

時として弁護士であることにプレッシャーを感じることもあるが、司法修習中に、とある裁判官が「世間の法曹に対する期待は大きいですが、それに無理に応えようとするのではなく、自分ができていることを精いっぱいやるのが大切だ」とおっしゃっていたことが心に響いた。私も神田の街から、何事も前向きに取り組み、自分のできていることを精いっぱいやっていきたいと思っている。